

令和6年 第3回

士幌町議会定例会議案

令和6年9月6日

議案第 1 号	北海道後期高齢者医療広域連合規約の変更について
議案第 2 号	農業委員会委員の任命について
議案第 3 号	教育委員会委員の任命について
議案第 4 号	士幌町こども発達相談センター設置条例の一部を改正する条例案
議案第 5 号	士幌町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案
議案第 6 号	士幌町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案
議案第 7 号	士幌町国民健康保険条例の一部を改正する条例案
議案第 8 号	士幌町地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案
議案第 9 号	士幌町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例案
議案第10号	令和 6 年度士幌町一般会計補正予算（第 4 号）
議案第11号	令和 6 年度士幌町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）
議案第12号	令和 6 年度士幌町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 1 号）
議案第13号	令和 6 年度士幌町介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）
議案第14号	令和 6 年度士幌町介護サービス事業特別会計補正予算（第 1 号）
議案第15号	令和 6 年度士幌町国民健康保険病院事業会計補正予算（第 2 号）
議案第16号	令和 6 年度士幌町簡易水道事業会計補正予算（第 1 号）
議案第17号	令和 6 年度士幌町下水道事業会計補正予算（第 1 号）
認定第 1 号	令和 5 年度士幌町一般会計歳入歳出決算認定
認定第 2 号	令和 5 年度士幌町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定
認定第 3 号	令和 5 年度士幌町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定
認定第 4 号	令和 5 年度士幌町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定
認定第 5 号	令和 5 年度士幌町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定
認定第 6 号	令和 5 年度士幌町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定
認定第 7 号	令和 5 年度士幌町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定
認定第 8 号	令和 5 年度士幌町国民健康保険病院事業会計歳入歳出決算認定

上記の議案を別紙のとおり提出する。

令和 6 年 9 月 6 日

士幌町議会議長 河口 和吉 様

士幌町長 高木 康弘

議案第 1 号

北海道後期高齢者医療広域連合規約の変更について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第291条の3第1項の規定により、北海道後期高齢者医療広域連合規約を次のとおり変更する。

令和 6 年 9 月 6 日 提出

士幌町長 高 木 康 弘

北海道後期高齢者医療広域連合規約の一部を改正する規約

北海道後期高齢者医療広域連合規約（平成19年3月1日市町村第1969号指令）の一部を次のように改正する。

第 4 条を次のように改める。

広域連合は、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号。以下「高齢者医療確保法」という。）及び高齢者医療確保法に基づく命令に基づき後期高齢者医療広域連合が行うものとされた後期高齢者医療の事務及びそれに付随する事務を処理する。

第19条第2項中「別表第2」を「別表」に改める。

別表第1を削り、別表第2を別表とする。

附 則

この規約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第291条の3第1項の規定による北海道知事の許可の日から施行する。

説 明

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律によるマイナンバーカードと被保険者証一体化に伴い、北海道後期高齢者医療広域連合規約を変更することについて、地方自治法第291条の11の規定により、関係市町村の議会の議決を求めるものである。

議案第 2 号

農業委員会委員の任命について

次の者を農業委員会委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律第 8 条第 1 項の規定により、議会の同意を求める。

住 所	●●●●●●●●●●●●●●●●
氏 名	富 田 博 文
生年月日	●●●●●●●●●●

説 明

農業委員会委員の欠員に伴う補充により、新たに委員を任命するため、議会の同意を求めるものである。

議案第 3 号

教育委員会委員の任命について

教育委員会委員に次の者を任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 4 条第 2 項の規定により、議会の同意を求める。

住 所	●●●●●●●●●●●●●●●●
氏 名	太 田 小 枝 子
生年月日	●●●●●●●●●●●●●●

説 明

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 4 条第 2 項の規定により、議会の同意を求めるものである。

議案第 4 号

士幌町こども発達相談センター設置条例の一部を改正する条例案

士幌町こども発達相談センター設置条例の一部を改正する条例

士幌町こども発達相談センター設置条例（平成27年条例第40号）の一部を次のように改正する。

第5条第4号中「法第6条の2の2第7項」を「法第6条の2の2第6項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

説 明

児童福祉法等の一部を改正する法律の施行により、条例を改正するものである。

議案第 5 号

士幌町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案

士幌町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

士幌町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第11号）の一部を次のように改正する。

第29条第2項第3号中「20人」を「15人」に改め、同項第4号中「30人」を「25人」に改める。

第31条第2項第3号中「20人」を「15人」に改め、同項第4号中「30人」を「25人」に改める。

第44条第2項第3号中「20人」を「15人」に改め、同項第4号中「30人」を「25人」に改める。

第47条第2項第3号中「20人」を「15人」に改め、同項第4号中「30人」を「25人」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

説 明

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準及び家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の改正により、条例を改正するものである。

議案第 6 号

士幌町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案

士幌町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

士幌町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第12号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項第2号中「磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物」を「電磁的記録媒体（電磁的記録に係る記録媒体をいう。）」に改める。

第23条の見出しを「（掲示等）」に改め、同条中「掲示しなければ」を「掲示するとともに、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信（公衆によって直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。）により公衆の閲覧に供しなければ」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

説 明

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の改正により、条例を改正するものである。

議案第 7 号

士幌町国民健康保険条例の一部を改正する条例案

士幌町国民健康保険条例の一部を改正する条例

士幌町国民健康保険条例（昭和34年条例第13号）の一部を次のように改正する。

第12条中「第9項」を「第5項」に、「若しくは虚偽の届出をした場合又は同条第3項若しくは第4項の規定により被保険者証の返還を求められてこれに応じない場合」を「又は虚偽の届出をした場合」に改める。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、令和6年12月2日から施行する。

（経過措置）

第2条 この条例の施行の日前にした行為及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（令和6年政令第260号）第9条の規定により、なお従前の例によることとされる場合におけるこの条例の施行の日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

説 明

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の施行により、条例を改正するものである。

議案第 8 号

士幌町地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案

士幌町地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

士幌町地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例（平成27年条例第 5 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条を第 5 条とする。

第 3 条第 1 項中「常勤の職員の員数」を「常勤の職員及びその員数（地域包括支援センター運営協議会が第 1 号被保険者の数及び地域包括支援センターの運営の状況を勘案して必要であると認めるときは、常勤換算方法（当該地域包括支援センターの職員の勤務延時間数を当該地域包括支援センターにおいて常勤の職員が勤務すべき時間数で除することにより、当該地域包括支援センターの職員の員数を常勤の職員の員数に換算する方法をいう。）によることができる。次項において同じ。）」に改め、同項第 3 号中「介護支援専門員であって、介護保険法施行規則第140条の68第 1 項第 1 号に規定する主任介護支援専門員研修を修了したもの（当該主任介護支援専門員研修を修了した日（以下この号において「修了日」という。）から起算して5年を経過した者にあつては、修了日から起算して5年を経過するごとに、当該経過する日までの間に、同項第 2 号に規定する主任介護支援専門員更新研修を終了している者に限る。）をいう。」を「省令第140条の66第 1 号イ（3）に規定する主任介護支援専門員をいう。」に改め、同条第 2 項各号列記以外の部分中「前項」を「第 1 項」に改め、同項第 1 号中「おおむね1,000人未満」を「第 1 号被保険者の数がおおむね1,000人未満」に、「前項各号」を「第 1 項各号」に改め、同項第 2 号中「おおむね1,000人以上2,000人未満」を「第 1 号被保険者の数がおおむね1,000人以上2,000人未満」に、「前項各号」を「第 1 項各号」に改め、同項第 3 号中「おおむね2,000人以上3,000人未満」を「第 1 号被保険者の数がおおむね2,000人以上3,000人未満」に、「前項 1 号」を「第 1 項第 1 号」に、「前項第 2 号」を「同項第 2 号」に改め、同項を同条第 3 項とし、同条第 1 項の次に次の 1 項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、地域包括支援センター運営協議会が地域包括支援センターの効果的な運営に資すると認めるときは、複数の地域包括支援センターが担当

する区域を一の区域として、当該区域内の第1号被保険者の数について、おおむね3,000人以上6,000人未満ごとに同項各号に掲げる常勤の職員の員数を当該複数の地域包括支援センターに配置することにより、当該区域内の一の地域包括支援センターがそれぞれ同項の基準を満たすものとする。この場合において、当該区域内の一の地域包括支援センターに置くべき常勤の職員及びその員数は、同項各号に掲げる者のうちから2人とする。

第3条を第4条とする。

第2条第1項中「次条」を「次条第1項」に、「各被保険者」を「介護保険の各被保険者」に改め、同条第2項中「士幌町地域包括支援センター運営協議会（士幌町地域包括支援センター設置条例（平成21年条例第16号）第4条）」を「地域包括支援センター運営協議会（介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「省令」という。）第140条の66第1号イに規定する地域包括支援センター運営協議会をいう。以下同じ。）」に改め、同条を第3条とする。

第1条の次に次の1条を加える。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

（1）包括支援事業 法第115条の46第1項に規定する包括支援事業をいう。

（2）地域包括支援センター 法第115条の46第1項に規定する地域包括支援センターをいう。

（3）第1号被保険者 法第9条第1号に規定する第1号被保険者をいう。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

説 明

介護保険法施行規則及び指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部を改正する省令による関係基準の改正により、条例を改正するものである。

議案第 9 号

士幌町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例案

士幌町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

士幌町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（平成27年条例第4号）の一部を次のように改正する。

第15条第1号中「地域包括支援センター運営協議会（介護保険法施行規則第140条の66第1号ロ（2）」を「地域包括支援センター運営協議会（介護保険法施行規則第140条の66第1号イ」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

説 明

介護保険法施行規則及び指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部を改正する省令による関係基準の改正により、条例を改正するものである。

認定第 1 号

令和 5 年度士幌町一般会計歳入歳出決算認定

地方自治法第233条第3項の規定により、令和5年度士幌町一般会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

認定第 2 号

令和 5 年度士幌町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定

地方自治法第 233 条第 3 項の規定により、令和 5 年度士幌町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

認定第 3 号

令和 5 年度士幌町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定

地方自治法第 233 条第 3 項の規定により、令和 5 年度士幌町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

認定第 4 号

令和 5 年度士幌町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定

地方自治法第233条第3項の規定により、令和5年度士幌町介護保険事業特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

認定第 5 号

令和 5 年度士幌町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定

地方自治法第 233 条第 3 項の規定により、令和 5 年度士幌町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

認定第 6 号

令和 5 年度士幌町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定

地方自治法第233条第3項の規定により、令和5年度士幌町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

認定第 7 号

令和 5 年度士幌町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定

地方自治法第233条第3項の規定により、令和5年度士幌町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

認定第 8 号

令和 5 年度士幌町国民健康保険病院事業会計歳入歳出決算認定

地方公営企業法第 30 条第 4 項の規定により、令和 5 年度士幌町国民健康保険病院事業会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。